

# 「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与に係るガイドライン 概要

## ガイドラインの目的（ガイドライン第1）

- 全国学力・学習状況調査の個票データ等について、大学等の研究者、教員、公的機関の職員等に一定期間貸与し、学術研究若しくは施策の企画立案等のための調査研究又は高等教育に活用する際の申出手続き、審査基準及び必要な事務処理等を明確化し、文部科学省がこれらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的として定めるもの。

## 用語の定義（ガイドライン第2）

### ○個票データ

- ・全国学力・学習状況調査の集計結果データ
- ・児童生徒の解答用紙番号ごとに、三教科五区分(国語A・B、算数(数学)A・B及び理科)の正答数、解答類型等の解答状況、児童生徒質問紙及び学校質問紙の回答状況等を一覧にしたもの
- ・学校IDごとに、三教科五区分の平均正答数等の解答状況及び学校質問紙の回答状況を一覧にしたもの

### ○匿名データ

- ・個票データからあらかじめ一定程度の割合で抽出し更に安全性に配慮し匿名化のための処理を行ったもの

## 貸与の目的・趣旨（ガイドライン第3の1）

### ○利用・公表等の目的・趣旨が、

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・学術研究の発展に資するもの<br/>又は</li> <li>・公的機関における施策の推進に<br/>適切に反映されるもの</li> </ul> | であって、 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の学力、学習状況又は生活習慣等の把握・改善を<br/>目的としていること<br/>又は</li> <li>・教育施策の改善・充実に資することを目的としていること</li> </ul> |
|---|-------|---|

（※匿名データについては、大学院生の教育目的利用等の高等教育の発展に資すると認められる場合にも貸与可能）

- 研究等又は高等教育の成果等の公表に当たっては、全国学力・学習状況調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえ、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮すること。

## 秘密保護及び適正管理等（ガイドライン第3の2）

### ○個票データ等の適正管理

- ・文部科学省は、利用者に対して、以下を誓約させる。（これを逸脱する場合は、不適切利用に対する措置（本ガイドライン第14条）がとられることを利用者に明示する。）
  - ①貸与を受けた情報をあらかじめ貸与と申出書に記載し認められた目的にのみ用いること。
  - ②本ガイドラインの規定に従い、情報の適正な管理の徹底を図ること。

### ○個票データ等を他のデータと照合する場合の適正管理

- ・利用者は、個票データ等について、特に機微性の高い情報が含まれていることを踏まえ、安全管理を適正に行うこと。（個票データには、行政機関の保有する情報公開法の不開示情報（第5条6号）として取り扱う情報あり。）
- ・いかなる場合も、貸与されたデータを用いて特定の個人を識別する分析を行うことは認められない。

### ○個票データ等を用いた研究等の外部委託の制限

- ・外部委託の内容及び必要性が合理的である場合のみ、個票データ等を用いた研究等の全部又は一部を外部委託することができる。
- ・その場合には、本ガイドラインに定められた事項等を遵守することが求められる。

## 個票データ等の貸与（ガイドライン第4）

○下表の左欄に該当する場合であって、有識者会議による審査を行い、個票データ等の利用が公益性が高いものと文部科学省が承認した場合には、利用目的の達成に必要な範囲（必要に応じて加工）で、それぞれ同表の右欄に定めるデータを、その利用に必要な最小限の期間に限り貸与することができる。

目的	申出者の範囲	貸与するデータの種類
1. 学術研究の発展に資するもの	(1) 国が公募により補助する調査研究の代表者 (2) 国の委託調査研究又は共同研究の代表者 (3) 次のいずれかの機関に所属する研究者 ①国の行政機関 ②調査に参加する学校の設置管理者 ③都道府県教育委員会 ④独立行政法人 ⑤地方独立行政法人 ⑥大学及び高等専門学校 ⑦大学共同利用機関 ⑧その他科学研究費補助金取扱規程第2条第1項第4号に規定する研究機関（同条第8項の規定により研究機関とみなされるものを含む。）	個票データ 匿名データ
2. 公的機関における施策の推進に適切に反映されるもの	次のいずれかの機関に所属する常勤の役員又は職員 ①国の行政機関 ②都道府県教育委員会 ③市町村教育委員会 ④独立行政法人 ⑤地方独立行政法人	個票データ 匿名データ
3. 大学院生の教育目的利用等の高等教育の発展に資するもの	次のいずれかの機関の教育責任者（教員） ①大学及び高等専門学校 ②大学共同利用機関	匿名データ

## 個票データ等の利用申出手続き（ガイドライン第5）

申出者があらかじめ了知しておくべき事項（ガイドライン第5の1）

- ・守秘義務、適正管理義務、事前に承諾された目的以外での利用・第三者貸与の禁止、不適切利用に対する措置
- ・個票データ等の利用において個人の特定（又は推定）を試みないこと。
- ・特定の学校又は設置管理者が識別される可能性がある他のデータとの照合を行わないこと。学校又は設置管理者が識別されるデータとの照合を行う場合には、当該学校の設置管理者に事前の同意を得る必要があること。
- ・個人情報情報を匿名化するために行った加工方法等の照会等を行わないこと。
- ・個票データの貸与は契約に基づくものであり、行政不服審査法の対象外であること。
- ・個票データ等の貸与を受けた場合、学術研究又は高等教育の成果を公表しなければならないこと。
- ・個票データ等を利用して作成した集計結果について著作権を主張しないこと。
- ・申出書に記載した所期の目的が達成できないと判明した場合には、速やかに個票データ等を返却すること。
- ・個々の学校名又は設置者名を明らかにしたデータを利用する場合は、有識者会議の審査を経て、貸与前及び研究成果の公表前に当該学校の設置管理者の同意を得る必要があること。
- ・有識者会議における審査は、原則非公開で行われること。
- ・文部科学省が、個票データ等の利用場所に立ち入り監査を行う場合があること。
- ・所属機関に属する他の申出者又は利用者の不適切利用について、所属機関の責に帰すべき特段の事情がある場合には、申出を不承諾とする場合があること。

など全22項目

申出書に関する事項（ガイドライン第5の3）

- ・申出書は、貸与するか否かの判断基準となる利用目的ごとに作成する。
- ・個票データ等は、文部科学省が申出書の内容に応じて適宜区分した1ファイルごとに1件として取り扱う。
- ・貸与された個票データ等の1ファイルを、別の記憶装置に複写・保存する行為は、1回に限定する。

## 個票データ等の利用申出に対する審査・決定（ガイドライン第6）

個票データ等の貸与の可否については、有識者会議による審査を経て、文部科学省が決定する。有識者会議は、個票データの貸与の判断に当たって条件を付することができる。（ガイドライン第6の1、第6の3）

有識者会議が特に認めた場合は、有識者会議の審査を省略できる。（ガイドライン第6の5）

## 審査基準（ガイドライン第6の2、第6の4）

主に個票データについて記載。匿名データについては、個票データとの相違点のみを記載。

### 利用目的

学術研究の発展に資するもの又は公的機関による施策の推進に適切に反映されるものであること。  
( 匿名データの場合は、大学院生の教育目的利用等の高等教育の発展に資するものも含まれる。 )

### 利用の必要性

データを利用する必要性が、次の事項に即し、認められること。  
データの利用範囲及び分析を行う事項が必要最小限であること。また、個人を識別する分析方法でないこと。  
個々の学校名又は設置者名を明らかにしたデータを利用する場合は、有識者会議で当該研究の必要性や合理性が認められること。(データの貸与前及び成果公表前に当該学校の設置管理者の同意が必要。)  
( ) 個々の児童生徒の解答用紙番号は貸与しない。  
( ) 特に必要であると認められない限り、学校名又は設置者名を明らかにしたデータは貸与しない。  
( ) 個々の学校名又は設置者名を明らかにしたデータは、個票データの貸与前に当該学校の設置管理者の同意を得られない限り、貸与しない。  
( ) 学校コード、設置者コード及び学校名又は設置者名を明らかにしたデータは、それらが既に公開されている場合又は個別の同意がある場合を除き、公表される成果物の中には盛り込まない。  
データの性格に鑑み、情報の利用に合理性があり、他の情報では研究等の目的の達成が困難であること。  
データの利用期間と研究等の計画・公表時期が整合的であること。  
データの利用について、申し出られている研究等の内容を現時点で行うことに合理的な理由があること。  
( 匿名データの場合は、及び ~ に照らして必要性を判断する。 )

### 過去の実績等 個票データのみ審査基準

申出内容が、申出者及び所属機関の過去の研究実績等並びに所属機関の人的体制を勘案し実行可能であること。

### データの利用場所、保管・管理方法

利用者の利用形態を勘案した上で、以下の から までの事項が適切に措置されていること。  
データの利用場所は国内であり、保管・管理する場所は、施錠可能な物理的スペースに限定されていること。  
データを複製した情報システムは、インターネット等の外部ネットワークに接続しないこと。  
データはあらかじめ申出書に記載された利用者のみが利用すること。  
個人情報を含む情報の安全管理と同等の措置が講じられていること。  
所属機関が個人情報の保護等に関し、ガイドライン所定の条件を具備していること。  
データの利用に際し、物理的安全策等に関し、ガイドライン所定の条件を具備していること。  
( 匿名データの場合は、 に代えて、中間成果物及び廃棄物についても、適正な管理が行われることが必要。また、 ~ に加え、高等教育の発展に資することを目的とした場合は、利用者たる学生に匿名データを保管・管理させないことも必要。 )

### 分析結果の公表の有無

学術研究の発展に資することを目的として利用する場合は、研究成果が公表される予定であること。  
また、成果公表予定日が利用期間と比較して整合していることと、公表内容が適切であることも必要。  
施策の推進に適切に反映されると認められる場合は、その成果が何らかの方法で公表されることが望ましい。

### 申出書及び添付書類の記載事項の確認

#### 所属機関の承認

#### データの貸与方法

#### その他必要な事項

上記以外に、特に有識者会議が設定した審査事項がある場合には、その基準を満たしていること。

## 審査結果の通知（ガイドライン第7）

有識者会議の審査結果を踏まえ、文部科学省は、申出者に対し、文書により貸与の可否を通知する。



## 利用期間の延長（ガイドライン第10）

やむを得ない理由により、利用期間の延長を希望する場合に必要な手続

- ・ 申出者は、利用期間終了の2か月前までに、延長依頼申出書を提出する。
- ・ 文部科学省は、有識者会議の審査を踏まえ、延長の可否について決定する。なお、審査基準は以下のとおり。
  - 延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由があること。
  - 利用目的、利用者の範囲、場所、セキュリティ要件等の他の事項に変更がなされていないこと。
  - 延長理由から判断して、延長期間が最小限度であること。
  - 利用期間の延長を希望する個票データ等について、初回の延長申出であること。

## 申出者による研究成果等の公表（ガイドライン第12）

研究成果等の公表（ガイドライン第12の1）

- ・ 申出者は、個票データ等を利用して行った研究等又は高等教育の成果を、申出書の記載に従って公表する。
- ・ 公表に当たって、文部科学省は事前に以下の ~ につき確認する。
  - 当該研究等又は高等教育の成果とあらかじめ承諾された公表形式が整合的であるか。
  - 一般に公開されると、全国学力・学習状況調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるもの（不開示情報（行政機関の保有する情報公開法第5条6号）として取り扱うもの）が含まれていないか。
  - 「公表に当たっての留意点」（ガイドライン第12の2）の公表形式の基準を満たしているか。
  - 「公表に当たっての配慮事項」（ガイドライン第12の3）に違反する内容が含まれていないか。

公表に当たっての留意点（ガイドライン第12の2）

- ・ 利用者は、公表によって特定の個人、学校又は設置管理者が第三者に識別されないよう、次の公表形式の基準に基づき、十分に配慮しなければならない。（既に公開されている場合又は個別の同意がある場合等を除く）
  - 児童生徒の数が原則として10未満になる集計単位が含まれていないこと。また、集計単位が市町村の場合には、児童生徒の数が10以上であっても、他の情報と結びつけることができ、それにより、個人が特定される可能性がある集計単位が含まれていないこと。
  - 学校又は設置管理者の属性情報による集計数が原則として3未満となる集計単位が含まれていないこと。また、その集計数が3以上であっても、他の情報と結びつけることができ、それにより、学校又は設置管理者が特定される可能性のある集計単位が含まれていないこと。

公表に当たっての配慮事項（ガイドライン第12の3）

- 全国学力・学習状況調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえること。
- 序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮すること。

## 利用実施状況報告書の作成・提出（ガイドライン第13）

- ・ 申出者は、成果の概要等につき、利用実績報告書により文部科学省に報告する。（ガイドライン第13の1）
- ・ 文部科学省は、利用実績をまとめて有識者会議に報告し、必要に応じて公表する。（ガイドライン第13の2）

## 不適切利用への対応（契約違反の場合）（ガイドライン第14の1）

違反内容

- ・ 申出者又は利用者が、以下の契約違反等を行った場合は、文部科学省は有識者会議の意見を踏まえ対応を行う。
  - 返却期限までに個票データ等の返却等の措置を行わない。
  - 個票データ等を申出書と異なるセキュリティ要件の下で利用しセキュリティ事故の危険に曝した。
  - 個票データ等を紛失・漏えいした。
  - 承諾された利用目的以外の利用を行った。（又は承諾された公表形式以外の形式で公表を行った。）
  - その他（上記以外の法令違反、契約違反及び国民の信頼を損なう行為を行った場合など）

対応内容

- ・ 文部科学省は、上記 ~ の事態が判明した場合は、利用の取消し、個票データ等の返却、複写データの消去を求めるとともに、有識者会議に報告する。また、 ~ の場合は、利用者による成果物の公表も禁止する。
- ・ 有識者会議は、上記 ~ の違反事実について、データの返却、一定期間のデータ貸与の禁止、申出者等の氏名・所属機関名の公表などの措置を講じることを審議し、文部科学省は当該審議を踏まえた対応を講じる。
- ・ 契約違反等が所属機関の責に帰すべき特段の事情がある等、有識者会議が特に認める場合には、所属機関に属する他の申出者及び利用者に対しても、個票データ等の貸与を行わない。